

第一次世界大戦後の前ドイツ皇帝訴追問題

清水 正義

- はじめに パリ講和会議と戦争責任問題
- 一 ヴェルサイユ条約における戦争責任条項と前皇帝訴追条項
 - 二 イギリス戦時内閣における前皇帝訴追論
 - 三 パリ講和会議における戦争責任問題
 - 四 オランダ政府の前皇帝身柄引渡し問題
- おわりに

はじめに パリ講和会議と戦争責任問題

第一次世界大戦は史上最初の総力戦であり、交戦諸国の軍事力・経済力をはじめとする国力すべてを総動員して戦われた戦争であった。この戦争は一九一四年七月二十八日から一九一八年十一月一日までの四年三ヶ月余り続き、総兵力は協商側、同盟側合わせておよそ六千五百万人、うち戦死者数は双方合わせて約八百五十万人、民間死傷者もほぼ同数

と数えられている。^①

この戦争はまた総力戦に特有の政治外交戦、宣伝戦としても戦われた。交戦諸国政府は国民に対し現在の戦争が何のために行われているかという戦争目的を明示して国民の戦争協力を確保する必要に迫られ、ここに「戦争目的の政治」と呼ばれる政治外交が展開された。交戦諸国は互いに相手陣営の戦争目的の邪悪性を喧伝し、自国陣営の戦争目的の妥当性、民主主義的性格を誇示した。例えばイギリスでは、この戦争はドイツ、またとくにプロイセン軍国主義の拡張主義的、好戦的政策が原因であり、とりわけ開戦時のドイツ軍による中立国ベルギーに対する侵犯はイギリス参戦の直接的動機とされた。他方、ドイツ国内ではこの戦争がロシアの動員によつてドイツが参戦を強いられた結果であり、責任はロシアをはじめ協商側にあるとされていた。一方、戦争の進展とともに諸国民衆の戦争反対、講和実現の声が高まつており、その中で協商、同盟いずれの陣営のそれとも相対的に自立した新しい講和のための戦争目的が叫ばれていた。その象徴がロシア革命時のペトログラト・ソヴェトによる「無併合・無償金・民族自決」の講和スローガンであり、またそれに対抗する形で出されたアメリカ大統領ウィルソンによる「一四ヶ条の講和条件であった。^②

ところで、以上の政治外交をその作用の対象という観点で分類すれば、(一) 国民の動員、団結、敵愾心の高揚といった対国内の側面、(二) 敵国民の士気の喪失、忠誠の掘り崩し、場合によつては革命への助力といった対敵国の側面、(三) 自陣営への協力要請ないし敵からの離間という対中立国の側面という三つの領域を持つていた。そして、いずれの領域においても重要な意味を持つ戦時宣伝の最重点となつたのが、相手陣営に戦争責任を帰するという点であった。しかもこの場合、戦争責任とはほとんど開戦責任と同義として扱われていたことが特徴である。一九一四年六月二十八日のオーストリア皇太子暗殺事件(サラエヴォ事件)に続く欧州外交危機、いわゆる七月危機に直面して、紛争当事国た

るオーストリアとセルビア間の外交交渉が何故功を奏さずに戦端を開くにいたったか、その際にオーストリアの背後にいたドイツと、セルビアの背後にいたロシアをはじめ各国の対応はいかなるものであったかという問題が決定的な問題とされたのである。各陣営は七月危機の対応をめぐり相手陣営を非難し、相手国こそ開戦責任があると宣伝しており、こうした宣伝の結果、自国の潔白と相手国の責任を信じ込まされた世論が形成されていた。そうした中でいざ講和会議が始まれば、戦争責任問題、とくに七月危機をめぐる外交交渉失敗の原因、さらに無制限潜水艦作戦をはじめとする戦争法違反行為への非難がひとつの重点にならざるを得なくなっていく^③。

一九一八年一月に大戦が終結し、翌一九一九年一月、講和条約討議のため各国代表団がぞくぞくとパリに到着した。参集した人の数は一万人を越え、アメリカ代表団だけでも千三百人を数えた。一九世紀初頭、ナポレオン戦争後のウィーン会議に際してイギリス全権カーズルレー卿が引き連れた代表団はわずか一四人だったというから、パリ講和会議の規模はまさしく無比のものと言つてよい。一月から三月までの予備会談を経て、三ヶ国が参加する全体会議が六回開かれ、条約文が起草されるが、よく知られているように、講和会議の実質的内容を決定したのは米、英、仏、伊の四ヶ国首脳による会議^④だった。

講和会議はドイツの領土、軍備、賠償、海外植民地など対独問題の審議の他、国際連盟設立、国際労働機関設立などの国際関係全般の審議も行ったが、その中でも、本稿でとりあげる前ドイツ皇帝訴追問題は、いわゆる戦争責任条項とともに、ヴェルサイユ条約中、もつとも論議を呼んだもののひとつであった。ヴェルサイユ条約は第一次世界大戦後のワイマル共和国の内政上の進展に深刻な影響を及ぼし、やがてはヒトラー政権の成立を準備する一要因となるが、そうした否定的影響をもたらした条項とは、取りも直さず、イデオロギー的国民心理的な意味においては戦争責任条項で

あり、またそれに絡み合う形で政治経済の拘束要因となったという意味では賠償条項であった。この両者はヴェルサイユ講和条約の調印に際しても最後まで争点となり、結果的にこの条約に非常に不幸な末路をもたらすことになる。

以下、本稿では、ヴェルサイユ条約における戦争責任、前皇帝訴追問題に関する条項について確認した後、訴追問題がどのような経緯で提起され、また現実には訴追と裁判が実現しなかったかという事情について、主としてイギリス政府文書を資料として考察する。

一 ヴェルサイユ条約における戦争責任条項と前皇帝訴追条項

ヴェルサイユ講和条約第二三一条は通常「戦争責任条項」と呼ばれる。その条文は次の通りである。

「第二三一条 同盟および連合諸国は、ドイツ国およびその同盟諸国の攻撃によつて強いられた戦争の結果、同盟および連合諸政府、またその諸国民の被つた一切の損失および損害について、責任がドイツ国およびその同盟諸国にあることを断定し、ドイツ国はこれを承認する」⁵⁾。

この条項が条約第八編「賠償」の第一条項であったことを考慮しながらその意味を敷衍すれば、すなわち第二三一条はドイツが「同盟及び連合諸国」(戦勝諸国を指す)に対して賠償責任があることを明示したものであり、その根拠とし

て、損失・損害の発生原因が「ドイツ国およびその同盟諸国の攻撃によつて強いられた戦争」にあることを認定したのである。従つてこの条項の本旨はドイツの賠償責任の認定にあるのであつて、ドイツの戦争責任を明示すること自体は必ずしもない。ただ、その認定の根拠として間接的表現ながら第一次世界大戦の戦争責任がドイツ及びその同盟諸国にあることを断定したものである。従つて、戦争責任とは戦争を強いた国家による強いられた国家に対する損害賠償の問題として提起され、処理されていたと言える。このように戦争責任を賠償責任の問題として民事的にとらえる限り、戦争責任問題は戦後処理のための背景説明以上の意味を持たず、旧交戦諸国間にあれほどの喧しい議論と政治対立を引き起こさなかつたかも知れない。ところが現実には、戦争責任問題は以上のような民事的側面とは別に、戦争政策を推進した国家指導者の処罰という刑事的側面を持つていた。

ヴェルサイユ講和条約第七編二二七条は「カイザー訴追条項」とも呼ばれ、次のように前ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世の訴追を規定している。

「第二二七条 同盟及び連合諸国は元ドイツ皇帝ホーエンツォルレン家ヴィルヘルム二世を国際道義と条約の尊厳に対する最高の罪を犯した廉で公に訴追する。

被告人を裁くために特別な法廷が設置され、その際には弁護の権利に不可欠な保障が与えられる。法廷は下記諸国それぞれから指名される五名の裁判官によつて構成される。すなわち、アメリカ合衆国、イギリス、フランス、イタリア、及び日本。

法廷は判決にあたり国際政治の最高の動機に導かれ、国際取決の莊嚴な義務と国際道義の真正さを立証する観点から

行われる。科されるべきと考えられる処罰を決定することは法廷の義務である。

同盟及び連合諸国はオランダ国政府に対し元皇帝を裁判に付せしめるべく同盟及び連合諸国に引き渡すよう要請を通告する⁶⁾。

すなわち同条項によれば、前ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世は訴追され、特別法廷において裁かれることになり、その際、前皇帝側は弁護人の選定など通常の裁判手続きと同等の保護が与えられるとされたのである。また、当時オランダに亡命した前皇帝の身柄引渡し条約を通じて公式にオランダ政府に要請された。

さて、以上のようにヴェルサイユ条約は賠償責任を根拠付けるためにドイツの国家としての戦争責任を認定するとともに、国家指導者である前皇帝ヴィルヘルム二世の訴追によって戦争責任国の国家指導者個人の刑事責任をも同時に問おうとしたのである。前皇帝は、ちょうど第二次世界大戦後のニュルンベルク国際軍事裁判、あるいは極東国際軍事裁判のような連合国特別法廷において裁きをうけることが承認されたのであるが、その際、条約文における前皇帝の罪状は「国際道義と条約の尊厳に対する最高の罪」とされた。前皇帝が実定国際法、戦争の法と慣習のいずれに違反しているかの明示的規定はなく、問題を「道義」と「尊厳」にとどめていたのである。このような曖昧な規定は、第二次世界大戦後の国際軍事裁判で採用された「平和に対する罪」という概念と比べるとその不明確さは際立っており、ヴェルサイユ条約における戦争責任問題の重要な特徴をなしていると考えられる。

ニュルンベルク裁判における「平和に対する罪」の形成過程を跡付ける起点としてヴェルサイユ条約の前皇帝訴追条項を位置づけた大沼保昭氏は『平和に対する罪』との関連において二二七条が持つ意義は、何よりもそれがカイザー

ユ条約条文の理念的解釈と当時の連合国政治家の問題意識とは別のものである。ヴェルサイユ条約を承認した連合国政治家の問題意識が、二三一条をもつて戦争違法化に結実していくような内実のものであったかどうかについては、法文書の解釈としてではなく、当時の政治家の認識から慎重に吟味する必要があるだろう。一般的に言えば、政治権力保持者の問題意識を法的に表現するのが法専門家の役割であろうし、また確かに当時の専門家は戦争違法観につながる問題意識をもつて条約文などを起草していたと想定されるとしても、しかし、政治権力者の側の問題意識が何であるかは、出された法文書によつては必ずしも判読されない。戦争違法観と認識論的には評価されうる言動を為政者が発する場合の彼らの意図はどこにあるのかを検討しながら、この問題について考える必要がある。⁵⁾

二 イギリス戦時内閣における前皇帝訴追論

ドイツの戦争責任を問うイギリス政治指導者の主張の背景に戦時中の国内反独感情の高まりがあったことは当然である。イギリスの場合、この反独感情のピークは一九一八年秋であったとされる。大戦初期のベルギー中立侵犯なども反独感情の高まりに一役買ったことは事実だが、それに加えて、例えば一九一八年一〇月一〇日、この時点ではもう戦略的にほとんど無意味のUボート攻撃によりアイルランド郵便船レンスター号が撃沈され、四五一名の命が奪われたこと、あるいは北フランスからドイツ軍が撤退した後の荒廃した村々の惨状や、六万人に及ぶイギリス兵戦争捕虜に対するドイツ側の過酷な扱いが報道されたことなどから、大戦終結前後の時期に国内の反独感情は非常に高まっていた。一〇月

一五日付『ジョン・ブル』紙はドイツの「捕虜虐待者」に対する報復を叫び、一月二〇日付『デーリー・メール』紙も「苦悶する捕虜、骨だけになってフランス領へ、道端に倒れるもの続出、ドイツ野郎に復讐だ」といった調子の論調をしいた。こうした国民世論の動向がドイツの戦争責任論、前皇帝ヴィルヘルム二世の処遇に関するイギリス政府部内の討議に影響を与えないはずはなかった。^⑩

イギリス政府部内でヴィルヘルム二世に対する刑事罰の話題が論議されたのは、ちょうどこの頃である。最初に口火を切つたのは法務長官F・E・スミスであり、戦時内閣閣僚カーゾン卿がその考えを取り上げたようだ。^⑪閣議事録によると、一九一八年一月五日の戦時内閣閣議で、ドイツ戦争犯罪人の処遇についての内相の質問に答えて、首相ロイド・ジョージは、個々の犯罪人の処罰問題は講和会議に委ねられると述べている。^⑫前ドイツ皇帝を含む戦争犯罪人処罰について、この時点でイギリス政府はまた既定の方針を持っていなかったろう。

次いで一月一九日の閣議でカーゾン卿が前ドイツ皇帝の扱いについて戦時内閣が審議すべきかどうか取り上げていながら、この問題は翌二〇日開催予定の帝国戦時内閣において審議すべきであることが決定された。^⑬

一月二〇日、帝国戦時内閣が開かれた。カーゾン卿が仏首相クレマンソとの会見内容を紹介し、その際、はじめて前ドイツ皇帝ヴィルヘルム二世の刑事処罰の可能性について言及した。すなわち「私の考えでは、皇帝は世界の主要犯罪人であつて、犯罪人を捕らえれば法の裁きにかけるのがどの分野でもそうであるように、私としては彼が皇帝であり、他国に亡命の身の上であるという理由で当然の裁きを免れる理由はないと思います」と。首相ロイド・ジョージもまた、前皇帝は人道に対するあらゆる罪を犯しており、ドイツ国民が戦場で甚大な損失を蒙ることで罰を受けているのに前皇帝とその一族が何の苦難も受けていないと、カーゾン卿の提起を積極的に受けた。

戦時内閣を支えるこの両者の単純なほど明瞭な前皇帝処罰論に対して、しかしながら、この閣議ではさまざまな異論が出されている。例えば、オーストラリア首相ヒューズは「彼「前皇帝」には世界を戦争に突っ込ませる完全な権利があるのです。今、我々は勝利をした。だから彼を殺す完全な権利がありますが、それは彼が世界を戦争に突っ込ませたからではなくて我々が勝ったからです。法律違反で彼を訴追するなんて、首相、それはできませんよ」と率直に語り、ロイド・ジョージを牽制すると、軍需相チャーチルも呼応して、「前皇帝を絞首刑にするという道を意気揚々と開始するのは易しいし、大衆の一般的関心をその中に取り入れることもできる。けれど、時が過ぎてやがて大変な袋小路に陥ってしまうことになるでしょう。世界中の法律家たちがこの起訴状はとも支えきれものではないことに気がつき始めるでしょう」と非常に消極的な姿勢に終始した。

他方、閣僚の一人A・チエンバレンは、前皇帝を処罰することで彼が伝説化するかもしれないおそれを指摘しながら、「前皇帝だけが責められるべきでドイツ国民は羊のごとく無邪気だったとするのは、わが国民にとつても大きな危険だ」と思う。首相はドイツ人を招いて国際裁判所の代表を指名させたらと言った。私の考えでは、かつては自らが崇拜し支持した前皇帝を今度はスケープゴートにしようとするドイツ人を招き、あるいは同席するのは我々にとつて不道徳なものです」と、別の角度から前皇帝処罰に慎重論を唱えた。

このような会議の雰囲気は首相ロイド・ジョージは業を煮やしたようだ。消極論が飛び交う中でじつと我慢していたかのように、閣議終了に近づいて次のような反論を試みた。

「この男は人道に対する大逆罪で裁きかけられるべきです。これが私の見解で、この問題についてためらいがあるのは残念です。それは重大な間違いだと思えます。この種の男に伝説が作られるなんてあり得ませんよ。ナポレオンは

戦いました。彼は現実に戦場に赴き、すごい才能と力を示し、世の尊敬を勝ち得たのです。けれども前皇帝は貧弱で下劣な男で、肝つ玉も座つておらず品性も下劣だ。この男や、その貧しくみすばらしい息子に伝説が作られるなんて私は信じません」と。¹⁴

結局、この日の閣議は前皇帝訴追問題について意見が分かれたまま、法律専門家の意見を聴取することで収まった。一月二八日、帝国戦時内閣で法律専門家の意見が明らかにされた。この日、法務長官スミスは、「前皇帝は何百万人も若者の死について、またナポレオンが二〇年間で破壊したものの二百倍もの破壊を四年間で行ったことについて、主要な、そして個人としての責任がある」と認定したうえで、前皇帝に対する措置について次の二つの可能性を示唆した。第一にナポレオン方式により流刑その他の罰を加えるやり方、第二に裁判所による裁判である。そして彼は、このうち第二の裁判方式を推奨した。ただ問題は、裁判にかける訴因を何にするかということであった。ひとつは開戦責任、もうひとつはベルギー侵攻をはじめとする国際法違反行為である。そして、開戦責任を問う裁判となれば、無限の議論を引き起こし、戦争の起源の問題からロシア鉄道の軍事戦略上の重要性といった細かい議論にいたるまで取り留めなく問題が拡散する恐れがあるとして、開戦責任それ自体を訴因とすることに消極的な意見を述べたのである。¹⁵

このようにして法務長官は前皇帝を裁判で裁くことを肯定的に評価しつつ、その一方で、訴因として開戦責任そのものを取り上げることには消極的であったのである。ベルギー中立侵犯をはじめとする実定国際法違反に問われる罪であるならば前皇帝といえども無問責ではあり得ないという点で法務長官は明確な立場をとるものの、開戦責任といういまだ法的輪郭の不明瞭な罪による訴追については消極的な立場をとるのであって、このことは首相ロイド・ジョージの意を汲む法務長官自身が開戦責任の故に指導者個人を刑事罰に処することの困難さを充分認識していたことを物語ってい

る。

このイギリス政府部内の議論を見ると、閣僚のほとんどがドイツの不正な戦争政策について一致し、その責任者として前皇帝を何らかの意味で罰するというについても当然視していた一方、その法的責任を前皇帝に負担させることが可能かどうか、また妥当かどうかについて、きわめて消極的な見方をしていたことが分かる。その理由は戦争というものが優れて政治的な所作であり、法的断罪の対象外であるとの当時の常識的感覚に閣僚たちがとらわれていたことに求められよう。前皇帝断罪を誰よりも主張した首相ロイド・ジョージは法律的思考をするような類の人物ではなく、彼が戦争違法化なる新規な法思想の実現を展望して前皇帝訴追を主張していたわけではないことは容易に推察できる。

このようなイギリス政府内部の議論は翌年のパリ講和会議における皇帝訴追問題において再燃することになる。

三 パリ講和会議における戦争責任問題

パリ講和会議は戦争責任問題を主として審議する戦争責任委員会を設置している。委員長はアメリカ国務長官ロバート・ランシングが就任し、委員は五大国から各二名ずつ、他の五ヶ国からそれぞれ一名ずつ、計一五名であった。委員会は、違法行為に関する、戦争責任に関する、戦争法と慣習に違反する行為に関する、それぞれの小委員会を設置し、¹⁶

報告書は「戦争の責任はすべて侵略政策の遂行のために戦争を宣言した諸国にある。侵略政策を隠匿しようとするこ

とは、この戦争の起源がヨーロッパの平和に対する隠然たる陰謀の性格を持つてゐることを示す」としたうえで、「この責任は第一にドイツとオーストリアに、第二にトルコとブルガリアにある」と戦争責任がドイツならびにその同盟国にあることを断定した。そして「戦争の法と慣習ならびに人道の法に違反した敵国民はすべて、その階級の相違に関わりなく、元首を含めて刑事訴追を受ける可能性がある」として、元首といえども、その地位の故に訴追を免れるものではないことを確認し、前皇帝訴追の余地を残した。さらに、訴追を受けるものの訴因として、「(a)世界戦争を引き起こし、その開始にまつわる行為」「(b)戦争の法と慣習ならびに人道の法に対する違反」を挙げたうえで、しかし「平和的口実のもとに隠蔽され、次いで誤つた理由で宣言された侵略戦争の開始は、公衆の良心が非難し、歴史が弾劾する振舞いではあるが、平和維持のためのハーグにおける諸制度の純粹に選択的な性格からすれば、侵略戦争は実定法に直接違反する行為とは見なされないかもしれず、また、委員会がその関連性のもとに考察する権限を与えられているような法廷に成功裏に提起されうるものではないかもしれない」として、結局「(a)世界戦争を引き起こし、その開始にまつわる行為」を訴因とすることは断念したのである。その結果、前皇帝の訴追は行うものの、その訴因は「国際道義と条約の尊厳を犯した罪」というはなはだ曖昧な表現にとどまつた。

一方、二二一条の「戦争責任条項」はどのような文脈で出てきたのであろうか。戦争責任委員会は二二七条を筆頭とする戦争責任、戦時国際法違反に関する条項を審議決定したのであつて、二二二条はこの委員会のあずかり知らないところで討議されていた。これは実は、前皇帝訴追という刑事法的側面とは別に、ドイツからの賠償金確保をもくろむ戦勝各国の利害から導きだされたものであつた。

そもそも、これまでの戦争で常識とされた「償金」はドイツに課さないということは、英首相ロイド・ジョージなど

も認めるところであった。ところが一方、戦争に伴う費用一切をドイツから絞り取るということは、戦時外交の中においても声高に唱えられていた。とりわけ、イギリスで戦後すぐに行われた総選挙は敵国ドイツに対する国民の反感大いに利用して自己の権力基盤を拡張させようとするロイド・ジョージ流のやり方に終始し、「レモンは絞れるだけ絞れ」などといった形で戦後賠償を断固要求する立場を示していた。

北フランス、ベルギーなどの現実に戦場となった地域の復興にドイツが賠償責任を有することはドイツ自身が認める場所であったが、イギリス、イタリアなど直接戦場でない諸国はこれだけでは当然不満であった。問題の焦点は、戦場となった地域の民間被害などに損害賠償を限定するか、それとも戦費を含む広範な政府負担をドイツに負わせるかであった。「償金」を否定する民主主義的講和を建前とするアメリカ代表団は当然、戦費などを含めることに抵抗し、そのいわば妥協案として、アメリカ代表団のジョン・F・ダレスが考案したのが、理論的にはドイツは請求権をすべて認める、しかし、実際のドイツの賠償負担はドイツの経済状態に応じたものにするという案であった。すなわち、二二一条でいうところの「ドイツ……によって強いられた戦争の結果、……被った一切の損失および損害について、責任がドイツ国およびその同盟諸国にあることを断定」するという文面は、理論的には「一切の」責任を承認しつつ、しかし、同時に、ドイツの経済力の有限性を指摘した二二三条以下の条項によって、ドイツ負担を緩和するということで妥協が成立したのである。

以上のような文脈で考えれば、二二一条は本来的にはドイツの戦争責任を認定することに意味があるのではなく、ドイツの賠償責任をどのように認定するかということが本旨であったと言えよう。この条項が「戦争責任条項」としてきわめて「悪名高い」条項となったのは、むしろこの条項の持つ国民心理的側面をドイツの側が重要視したことに一因が

あった。^①

結果的に、前皇帝の訴追、裁判は実現しなかった。それは直接にはオランダ政府が亡命した前皇帝の身柄引渡しに成りなかつたからであるが、しかしある意味では、ヴェルサイユ条約そのものの中に前皇帝裁判を不可能にする要因が含まれていたということも言えるであろう。そのことを前皇帝の身柄引渡しをめぐる連合国とオランダ政府とのやりとりの中から見てみよう。

四 オランダ政府の前皇帝身柄引渡し問題

ヴィルヘルム二世は休戦協定調印の直前、ドイツ革命の機運が高まる中、一九一八年一月一日にドイツから中立国オランダに亡命した。従って、パリ講和会議にいたる同問題の検討の際に、前皇帝の身柄引渡しをオランダ政府に求めることは当然考えられていたが、講和会議が煮詰まっていくなかで、イギリス政府とオランダ政府とのあいだで非公式に水面下でのやりとりが行われていた。

五月二〇日、在ハーグ公使ウォルター・タウンリーはカーゾン卿宛に報告書を送り、この問題についてのオランダ政府の立場をうかがう資料として五月一五日付『新ロツテルダム通信』紙記事を同封している。タウンリーによれば、この記事はオランダ政府の公式見解を表明しているものであった。記事によればオランダ政府はオランダ国法及び憲法に抵触することなしには前皇帝引渡しに応じることはできないであろうとして、その理由を次のように述べている。

「最も重要で否定しがたい要件は司法の公正さである。この目的は人道の法に国内、国際の形式法より優先権を与え、それらの圏外に置くことになるが、しかし人道の法は公正な司法を保障するほどには共通の財産になつていない」、
 「全世界でまじめな司法行政にとつてもつとも本質的と見なされている保証、すなわち告発側からまつたく独立した、完全に偏見も先入観もない司法の保証は彼には拒否されている。オランダが『人道の法』を守る観点から告発者側の裁判所での裁判に助力を与えることができないのは明白である」¹⁹⁾。

要するに、告発者が構成する裁判所に身柄を引渡すことは人道の法に反するという主張であり、第二次世界大戦後の「勝者の裁判」論に近い議論である。しかし、この時点ではまたヴェルサイユ条約は審議途中であり、オランダ政府の最終的態度はまだ流動的であった。

六月一九日には、カーゾン卿がタウンリーに対して外交便を送り、オランダ公使ファン・スヴィンデレンとの会見の模様を伝えている。オランダ公使が前皇帝裁判、引渡し問題についての情報を得ようとしたことに対して、カーゾン卿は次のように述べている。

「裁判が被告を有罪として非難し処罰することが目的というよりは、世界に対して誰であろうと論駁ができないように、これほどまでに極悪な性格をもつ罪は、それらの罪を犯した罪人個人の地位がいかに高くとも、そのままにしておくことができないということを示し、それが世の未までも警告、前例となつて残ることである。私人としては、罪人に対して報復的処罰をすることよりも、こうした行為を抑止するということのほうがずっと重要であるように見える」²⁰⁾。

前皇帝を訴追、処罰することが法的にどのような意味を持つているかはさして重要でなく、むしろ大戦を引き起こした張本人を処罰することで、将来の警告とすることの方が重要だとするこの発言には、カーゾン卿をはじめとするイ

ギリスの政治家の本音というものがよく出てくるように思える。

このような中でオランダ政府の頑なな態度が問題となつていくとき、一方で、オランダ政府は結局は身柄引渡しに依るといふ観測もあつた。例えばハーグ駐在武官オツペンハイムは、オランダ政府としては前皇帝引渡しは原則の問題として承認することはできないが、もし条約文面に則つて申し出がなされれば承認するであろう、と考へていた。²¹ さらに、イギリスのハーグ駐在代理大使アーノルド・ロバートソンは本国外相バルフォアに次のように書き送つてゐる。すなわち、オランダ政府が引渡しに依らない理由は、ドイツ及びドイツ皇帝に戦争の全責任があるとは考へていないこと、戦争犯罪がドイツ側からのみ行われたとも考へていないこと、国際法についてオランダ人独自の見方があること、告発者自身によつて裁かれる法廷に被告人を引渡すことに抵抗があることなどであるが、しかし説得を続ければまだ依る見込みはある、と。²²

実際、オランダ政府の見解を反映しているとされる『新ロツテルダム通信』紙の論調も「裁判が公正なものであるならば引渡しに反対はしない」が「もし前皇帝が出廷してペテルスブルク、パリの政策決定者も同罪であると説明したならば、講和条約はその基礎を失つてしまふではないか」としてゐた。²³ ここには、パリ講和会議で取り決められた前皇帝訴追に対するシニカルな見方が反映してゐる。同じく『新ロツテルダム通信』紙は、オランダ政府が引渡しに依らないことから困難を背負うことになるのではないかとの杞憂を一笑に付し、「われわれの確信を通すことで軽率な選挙公約の結果準備された偽裁判にヴィクトリア女王の孫が晒されることを防ぐなら、歴史的恥辱から英国を救ふことになる」と意気軒昂であつた。²⁴

以上のようにオランダ側のこの問題についての態度はむしろ潔癖なほど法原則に従う態度が明瞭であり、この点は問

題の発端から最後まで一貫していた。そのことをもつとも明快に論じたのが、『ハンデルスブラッド』紙記事「皇帝、皇太子の法的立場」であった。実はこの間に、六月下旬、前皇帝とともに亡命していた皇太子がオランダを脱出したという噂が流れており、外相バルフォア、フランス代理大使などがただちにオランダ政府宛に抗議文を提出しているが、オランダ政府はこれらをともに受け付けようとしなかった。それはオランダ政府が前皇帝、皇太子をどのような存在と認めているかという問題と関係していた。以下、この記事の要点をロバートソンが巧みにまとめているので、それを援用する。すなわち、

- (一) 皇帝は引渡しのためにオランダに抑留されているのではない、
- (二) オランダ政府が皇帝、皇太子の自由を奪う権限はない、
- (三) 彼らは好きなときにオランダを出国してかまわない、
- (四) 彼らの行動を制限することはオランダ政府の専管事項である、
- (五) オランダ政府は彼らを国外退去させる実力はある、
- (六) 皇帝は引渡しに関するオランダ法ないし引渡し条約に違反したわけではなく、単に「国際道義と条約の尊厳」違反に過ぎない、

(七) 特定の戦争犯罪で皇帝を軍事法廷にかけるのならオランダ政府は引渡し用の意がある、
 以上である。『ハンデルスブラッド』紙によれば、「引渡しは引渡し法及び引渡し条約に規定された特定の犯罪を理由に行われる。講和条約によれば、皇帝は刑法典に規定された不法行為の故にではなく、『国際道義と条約の尊厳に対する最高の罪の故に』非難されている以上、彼の引渡しはわが国の引渡し法に則っては許され²⁵ない」ということになる。

一九二〇年一月二日、オランダ政府は連合国に対して公式に引渡し拒絶の回答を送った。²⁶ オランダ政府の公式見解は、皇帝引渡し拒否の理由としてヴェルサイユ条約の条文をあげてはいないが、たゞ、前述の新聞論調などから判断して、前皇帝が明白な戦争犯罪人として訴追された場合、オランダ政府には引渡しに応じる可能性はあったと思われる。前述の大沼氏の分析に示されたように、前皇帝に対する訴因が実定国際法ではなく、「国際道義と条約の尊厳に対する罪」との一般的表現であったが故にこの条項は戦争違法観との結合の基礎を形成していたのであり、単なる戦時国際法規違反で訴追しなかったことに意義があるのであるが、まさしくこの法的に不安定な訴追方式がオランダ政府をして引渡しに応じることを不可能にさせた要因となったのである。

前皇帝の訴追が結局は引渡しに應じないオランダ政府の姿勢から実現しなかったことは事実であるとしても、その一方、それに対して欠席裁判で行うとか、オランダ政府に対してあくまでも要求するとかいったやり方はとらず、また前皇帝以外のドイツ人戦争犯罪人処罰に関してもまったくないがしろに終始したことを考えれば、前皇帝訴追と裁判による断罪というやり方は連合国にあつてもどの程度に重要な課題であつたのかはむしろ疑問としなければならぬ。

おわりに

第一次世界大戦終結時点において、前ドイツ皇帝に何らかの処罰を加えることは、連合国の政治家たちにとって疑う余地のないことであつた。大戦の複雑な原因を考えれば不思議なほどにドイツの責任を当然視する風潮があつたのは、

ひとつには大戦中の宣伝によって戦勝各国の世論が反独一色に染まっていたからであるが、もうひとつの要因として、戦争責任論がほとんど開戦原因論と同義であったことがある。先に見たパリ講和会議戦争責任委員会報告においても、ドイツの責任を認定する際の根拠はほとんど一九一四年七月時点でのドイツ政府の好戦的外交姿勢に置かれていた。

一方、前ドイツ皇帝に対する処罰そのものは当然であるとしても、その処罰が司法的なのものであるかどうかについてはさまざまな立場があった。イギリス帝国戦時内閣での議論を見る限り、司法的処罰を当然視する意見はむしろ少数であった。仮に司法的処罰を行うとしても、どのような訴因とするかについて明確な見通しはなかった。講和会議戦争責任委員会の報告は司法的処罰を打ち出してはいるものの、その訴因は「開戦責任」そのものではなく、結局、「国際道義と条約の尊厳に対する罪」という曖昧な規定に終わったのであった。この場合、前皇帝を戦時国際法違反に問わなかったのはなぜかという疑問は残る。とくに「人道の法」という概念が関係者の発言中にしばしば登場しながら、その内容について深刻な検討が払われた気配がなさそうに見えるのは、第二次世界大戦後のニルンベルク裁判の際に「人道に対する罪」がきわめて重要な意味を持つてくることを考えれば、改めて考える必要がある。

いずれにせよ、前ドイツ皇帝訴追問題は法的形式のうえでも、実際の経過のうえでもまったく不十分なものに終わった。その不十分さは、前皇帝訴追についての連合国政治家たちの真剣さを疑わせるほどであり、ましてや戦争責任の客観的認定、戦争の違法化といった課題を彼らが意識していたかは疑問としなければならぬであろう。

戦争違法観そのものは当時の法学者などの中にあつたことは間違いない。政治家の中でもドイツに戦争責任があるということを素朴に信じ、その限り、戦争違法観的見地を持つているものもいた。しかし戦争違法観が成立するには、ドイツの戦争責任追及という当面の政治課題とは次元の違う、普遍的かつ公正な国際法体系確立の課題としてこの問題を

捉えるという姿勢が必要であった。戦勝国政治家の中でドイツの戦争政策の不当性を主張するものたちは、それならば自分たちの戦争政策の違法可能性について肯定するかといえは、そうはしない。二二七条「前皇帝訴追条項」にせよ二三一条「戦争責任条項」にせよ、戦勝国による敗戦国に対する責任追及のための主張ではあっても、決して普遍的な戦争違法化の問題意識があるわけではなかったことは、当然のことと言え、確認しておかなければならない。

- (1) この数字は一九二四年のアメリカ陸軍省発表による。参照 *Encyclopedia Americana*, "World War I" の項。なお平凡社『世界大百科事典』（一九七〇年版）「世界大戦」の項も参照。
- (2) 戦争目的の政治に関しては、今なお Arno J. Mayer, *Political Origins of the New Diplomacy* (New York, 1959) (邦訳 A・J・メイア(斉藤孝・木畑洋一訳)『ウィルソン対ドイツ 新外交の政治的起源』岩波書店、一九八三)が参照するべきである。
- (3) Bernadotte E. Schmitt/Harold C. Vedeler, *The World in the Crucible 1914-1916* (New York, 1984), pp.306-308.
- (4) Eric Goldstein, *The First World War Peace Settlements, 1919-1925* (London, 2002), p.9f.
- (5) United States, Department of State, *Treaty of Versailles and After, Annotations of the Text of the Treaty* (Washington 1947), p.413.
- (6) *Ibid.*, p.371.
- (7) 大沼保昭『戦争責任論序説 『平和に対する罪』のイデオロギー性と拘束性』(東京大学出版会、一九七五年)、五七頁。
- (8) 大沼、前掲書、五七〜五九頁。
- (9) なお、この点について、書評ではあるが筆者の考えを簡単に述べたものとして、「書評・荒井信一『戦争責任論』、『歴史学研究』六九三号(一九九七年一月)、五八〜六〇頁、を参照されたい。
- (10) Robert E. Bunselmeier, *The Cost of the War 1914-1919, British Economic War Aims and the Origins of Reparation* (Hamden, Connecticut, 1975), pp.106-109.
- (11) Bunselmeier, *op.cit.*, p.111.

- (12) War Cabinet 497 (November 5, 1918), *Cab23/8*.
- (13) War Cabinet 504 (November 19, 1918), *Cab23/8*.
- (14) Imperial War Cabinet 37 (November 20, 1918), *Cab23/43*.
- (15) Imperial War Cabinet 39 (November 28, 1918), *Cab23/43*.
- (16) Report presented to the preliminary peace conference by the Commission on the Responsibility of the Authors of the War and on Enforcement of Penalties, March 29, 1919, *Cab29/13*. なお同報告については大沼「前掲書」四一〜四四頁にも詳しい紹介がある。
- (17) ヴェルサイユ会議においてドイツ代表団は領土問題での譲歩を勝ち取るため、その他の条項、とくに経済、軍事条項については譲歩を考えていた。その一方、ドイツ代表団長ブロックドルフ・ランツァウ伯は二三一条が名譽の問題であり、避けることはできならんと考えた。代表団員の一人、マックス・ヴェーバーもこの点ではブロックドルフ・ランツァウと同意見であったといわれる。しかし、こうした代表団長の頑なな態度が、連合国との条約交渉で条件緩和を実現することができなかつたひとつの要因と考えられている。参照：Wolfgang Mommsen, "Max Weber and the Peace Treaty of Versailles", in: Manfred P.Boemeke, Gerald D.Feldman, and Elisabeth Glaser(eds.), *The Treaty of Versailles. A Reassessment after 75 Years* (Cambridge, 1998), p.537.
- (18) 前述の一月二〇日イギリス帝国戦時内閣決議のとりかた、オランダ政府に対する前皇帝及び前皇太子の身柄引渡しの検討を開始するにじみあつた（前掲注19）。
- (19) "Neuwe Rotterdamsche Couran (english translation)", May 15, 1919, *FO 608/144*.
- (20) From Curzon to W. Townley, June 19, 1919, *FO 608/144*.
- (21) From Alan Johnstone to Curzon, June 23, 1919, *FO 608/144*.
- (22) From Arnold Robertson to Balfour, July 2, 1919, *FO 608/144*.
- (23) "Neuwe Rotterdamsche Courant (english translation)", July 7, 1919, *FO 608/144*.
- (24) "Neuwe Rotterdamsche Courant (english translation)", July 11, 1919, *FO 608/144*.
- (25) "Handelsblad (english translation)", June 30, 1919, *FO 608/144*（この記事はロンドンに於いたロビンソンは記事日付を一月三〇日としてゐるが、事件その日の記事ではない記事である）。
- (26) "Antwort der Niederlandischen Regierung vom 21. Januar 1920", in: *Ursachen und Folgen. Vom deutschen Zusammenbruch 1918 und 1945 bis zur staatlichen Neuordnung Deutschlands in der Gegenwart*, 4 Bd. (Berlin, 1960), S.19f.

(27) ドイツ人将兵の戦争犯罪裁判の様様については、拙稿「第二次世界大戦初期イギリスの対独戦犯処罰政策」『白鷗法学』第十九号（二〇〇二年六月）も参照されたい。

（本研究、資料読解にあたり本学助教授クレメンス・アマン氏の助言を受けた。ここに記して謝意を表す。）

（本学法学部教授）